



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年3月28日金曜日 第1950号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則..... 1

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... 1

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則..... 2

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 3

愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則..... 4

教育委員会規則

愛媛県教育文化賞規則の一部を改正する規則.....18

職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則.....19

愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則.....20

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則.....21

県議会告示

愛媛県政務調査費の交付に関する規程の一部改正.....23

規 則

○愛媛県規則第21号

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則（昭和28年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第2条関係）</p> <p>省略</p> <p>私立学校審議会委員</p> <p>愛媛県公益認定等審議会委員</p> <p>愛媛県公益認定等審議会専門委員</p> <p>省略</p> <p>国民健康保険審査会委員</p> <p>愛媛県後期高齢者医療審査会委員</p> <p>省略</p> <p>省略</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>省略</p> <p>私立学校審議会委員</p> <p>省略</p> <p>国民健康保険審査会委員</p> <p>省略</p> <p>愛媛県教育文化賞推せん委員会委員</p> <p>省略</p>

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第22号

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年愛媛県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前													
<p>第2条 省略 (規則で定める場合)</p> <p>第3条 特例条例別表26の2の項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 海外における親族等の病気、事故、天災等による死亡、危篤、入院等により、関係者が緊急に渡航する必要があると認められる場合</p> <p>(2) 業務上等の理由により、早急に渡航する必要がある場合において、市町の長を経由して申請するとすれば、渡航予定日前に一般旅券の発給を受けることが困難であると認められるとき。</p> <p>(3) 旅券法(昭和26年法律第267号)第4条の2ただし書の規定により二重に一般旅券の発給を受けようとする場合</p> <p>(4) 旅券法第13条第1項各号のいずれかに該当する場合</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、やむを得ない理由があると認められる場合</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>1～5 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 特例条例別表30の項第5号に規定する租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの</td> <td> <p>租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則(平成12年愛媛県規則第24号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 規則第7条の規定に基づく工事の廃止の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務(法第31条の2第2項第15号八及び第62条の3第4項第15号八の規定による認定に係るものに限る。)</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 規則第8条の規定に基づく地位の承継の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務(法第31条の2第2項第15号八及び第62条の3第4項第15号八の規定による認定に係るものに限る。)</p> </td> </tr> <tr> <td>7～20 省略</td> <td></td> </tr> </table>		1～5 省略		6 特例条例別表30の項第5号に規定する租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの	<p>租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則(平成12年愛媛県規則第24号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 規則第7条の規定に基づく工事の廃止の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務(法第31条の2第2項第15号八及び第62条の3第4項第15号八の規定による認定に係るものに限る。)</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 規則第8条の規定に基づく地位の承継の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務(法第31条の2第2項第15号八及び第62条の3第4項第15号八の規定による認定に係るものに限る。)</p>	7～20 省略		<p>第2条 省略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>1～5 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 特例条例別表30の項第5号に規定する租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの</td> <td> <p>租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則(平成12年愛媛県規則第24号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 規則第7条の規定に基づく工事の廃止の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務(法第31条の2第2項第14号八及び第62条の3第4項第14号八の規定による認定に係るものに限る。)</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 規則第8条の規定に基づく地位の承継の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務(法第31条の2第2項第14号八及び第62条の3第4項第14号八の規定による認定に係るものに限る。)</p> </td> </tr> <tr> <td>7～20 省略</td> <td></td> </tr> </table>		1～5 省略		6 特例条例別表30の項第5号に規定する租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの	<p>租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則(平成12年愛媛県規則第24号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 規則第7条の規定に基づく工事の廃止の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務(法第31条の2第2項第14号八及び第62条の3第4項第14号八の規定による認定に係るものに限る。)</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 規則第8条の規定に基づく地位の承継の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務(法第31条の2第2項第14号八及び第62条の3第4項第14号八の規定による認定に係るものに限る。)</p>	7～20 省略	
1～5 省略															
6 特例条例別表30の項第5号に規定する租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの	<p>租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則(平成12年愛媛県規則第24号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 規則第7条の規定に基づく工事の廃止の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務(法第31条の2第2項第15号八及び第62条の3第4項第15号八の規定による認定に係るものに限る。)</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 規則第8条の規定に基づく地位の承継の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務(法第31条の2第2項第15号八及び第62条の3第4項第15号八の規定による認定に係るものに限る。)</p>														
7～20 省略															
1～5 省略															
6 特例条例別表30の項第5号に規定する租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの	<p>租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則(平成12年愛媛県規則第24号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 規則第7条の規定に基づく工事の廃止の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務(法第31条の2第2項第14号八及び第62条の3第4項第14号八の規定による認定に係るものに限る。)</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 規則第8条の規定に基づく地位の承継の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務(法第31条の2第2項第14号八及び第62条の3第4項第14号八の規定による認定に係るものに限る。)</p>														
7～20 省略															

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の次に次の1条を加える改正規定は、平成20年10月6日から施行する。

○愛媛県規則第23号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年愛媛県規則第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第 2 条 省略 (書類の提出部数)</p> <p>第 3 条 条例第 2 条第 5 項、第 6 条第 2 項及び第 9 条の規則で定める部数は、1 部とする。</p> <p>第 4 条 第 5 条 第 6 条 第 7 条 第 8 条</p>	<p>第 2 条 省略</p> <p>第 4 条 第 5 条 第 6 条 第 7 条 第 8 条</p>

附 則

この規則は、平成20年 4月 1 日から施行する。

○愛媛県規則第24号

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成13年愛媛県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																								
<p>(書類の経由)</p> <p>第19条 法律、省令、条例及びこの規則の規定により知事に提出し、又は知事が交付する書類(第 6 条第 4 項の規定による動物取扱業者登録簿閲覧申込書、第 7 条第 1 項の規定による動物取扱責任者研修受講申込書、同条第 2 項の規定による動物取扱責任者研修修了証、第12条の規定による犬(ねこ)引取申出書、第15条の規定による動物の受領書及び第16条の規定による動物の譲受申込書を除く。)は、所轄保健所長を経由するものとする。</p> <p>様式第 9 号 (第12条関係) 犬(ねこ)引取申出書</p> <p>様式第 9 号 (その 1) (所有者用)</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>毛 色</td> <td></td> <td>日 齢</td> <td>生後91日以上 生後91日未満</td> </tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>最終の狂犬病予防注射年月日</td> <td></td> <td colspan="2">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">愛媛県収入証紙ちょう付欄 (消印は、しないこと。)</td> </tr> </table> <p>注 1・2 省略</p> <p>3 性別の欄、<u>体格の欄及び日齢の欄</u>は、該当するものを 囲むこと。</p> <p>4・5 省略</p> <p>様式第 9 号 (その 2) 省略</p>	省略				毛 色		日 齢	生後91日以上 生後91日未満	省略				最終の狂犬病予防注射年月日		年 月 日		愛媛県収入証紙ちょう付欄 (消印は、しないこと。)				<p>(書類の経由)</p> <p>第19条 法律、省令、条例及びこの規則の規定により知事に提出し、又は知事が交付する書類 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____は、所轄保健所長を経由するものとする。</p> <p>様式第 9 号 (第12条関係) 犬(ねこ)引取申出書</p> <p>様式第 9 号 (その 1) (所有者用)</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>毛 色</td> <td></td> <td>生年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>最終の狂犬病予防注射年月日</td> <td></td> <td colspan="2">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">愛媛県収入証紙ちょう付欄 (消印は、しないこと。)</td> </tr> </table> <p>注 1・2 省略</p> <p>3 性別の欄及び<u>体格の欄</u> _____は、該当するものを 囲むこと。</p> <p>4・5 省略</p> <p>様式第 9 号 (その 2) 省略</p>	省略				毛 色		生年月日	年 月 日	省略				最終の狂犬病予防注射年月日		年 月 日		愛媛県収入証紙ちょう付欄 (消印は、しないこと。)			
省略																																									
毛 色		日 齢	生後91日以上 生後91日未満																																						
省略																																									
最終の狂犬病予防注射年月日		年 月 日																																							
愛媛県収入証紙ちょう付欄 (消印は、しないこと。)																																									
省略																																									
毛 色		生年月日	年 月 日																																						
省略																																									
最終の狂犬病予防注射年月日		年 月 日																																							
愛媛県収入証紙ちょう付欄 (消印は、しないこと。)																																									

附 則

この規則は、平成20年10月 1 日から施行する。

○愛媛県規則第25号

愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料に関する規則（昭和30年愛媛県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前						
愛媛県産業技術研究所____の使用料及び手数料に関する規則						愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料に関する規則						
愛媛県産業技術研究所____の使用料及び手数料条例（昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所						愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料条例（昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、工業技術センター、窯業試験場、繊維産業試験場及び紙産業研究センターの使用料及び手数料の額を次のとおり定める。						
____の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。						____の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。						
使用料						使用料						
区分	種別	細別	単位	金額	備考	所掌区分	種別	細別	単位	金額	備考	
技術 開発 関係	機械金属 用機器	1 省略				工業 技術 セン ター	機械金属 用機器	1 省略				
		2 省略						2 N C 旋 盤	1 時間	1,420円		
		3 省略						3 省略				
		4 省略						4 省略				
		5 省略						5 省略				
		6 省略						6 省略				
									7 省略			
									8 N C テ ープ作成 装置	1 時間	400円	
									9 ショッ トプラス ト装置	1 時間	400円	
									10 省略			
									11 省略			
									12 省略			
					13 ベンデ ィングロ ール			1 時間	400円			
					14 省略							
					15 省略							
					16 プラス マジェッ ト切断装 置			1 時間	2,440円			
					17 ガス切 断装置			1 時間	500円			

12	省略		
13	高速湿式試料切断機	1時間	420円
14	省略		
15	省略		
16	省略		
17	省略		
18	省略		
19	省略		
20	顕微鏡試料埋込機	1時間	630円
21	顕微鏡試料研磨機	1時間	730円
22	省略		
23	省略		
24	省略		
25	省略		
26	省略		
27	省略		
28	キャス試験機	1時間	210円
29	省略		
30	省略		
31	省略		
32	省略		
33	省略		

18	省略		
19	高速湿式試料切断機	1時間	200円
20	省略		
21	高周波誘導溶解炉	1時間	2,140円
22	X線応力測定装置	1時間	710円
23	省略		
24	省略		
25	省略		
26	省略		
27	省略		
28	顕微鏡試料埋込機	1時間	200円
29	顕微鏡試料研磨機	1時間	300円
30	電気炉	1時間	200円
31	省略		
32	ふるい分け粒度測定装置	1時間	200円
33	電子式水分計	1時間	100円
34	省略		
35	省略		
36	省略		
37	省略		
38	超音波探傷機	1時間	200円
39	省略		
40	キャス試験機	1時間	200円
41	省略		
42	省略		
43	省略		
44	高温顕微硬度計	1時間	810円
45	省略		
46	溶接口ボット	1時間	1,010円
47	省略		

34	省略		
35	省略		
36	省略		
37	省略		
38	省略		
39	省略		
40	軟X線 撮影装置	1時間	1,260円
41	省略		
42	省略		
43	省略		
44	省略		
45	省略		
46	省略		
47	省略		
48	省略		
49	省略		
50	省略		
51	省略		
52	省略		
53	省略		
54	省略		
55	省略		
56	省略		
57	省略		
58	省略		

48	省略		
49	省略		
50	省略		
51	省略		
52	万能測 長機	1時間	200円
53	省略		
54	焼入性 試験機	1時間	200円
55	省略		
56	水中切 断機	1時間	400円
57	軟X線 撮影装置	1時間	710円
58	省略		
59	省略		
60	省略		
61	省略		
62	省略		
63	大型マ クロ写真 撮影装置	1時間	100円
64	ミニマ シニング センター	1時間	500円
65	省略		
66	省略		
67	省略		
68	省略		
69	省略		
70	省略		
71	省略		
72	省略		
73	CAD システム	1時間	2,540円
74	省略		
75	省略		
76	YAG レーザー 加工装置	1時間	2,440円
77	CO ₂ レーザー 加工装置	1時間	2,240円
78	省略		
79	省略		
80	省略		

電子用機器	59 省略			
	1 ~ 4 省略			
	5 省略			
	6 省略			
	7 省略			
	8 省略			
	9 省略			
10 省略				
11 省略				
12 省略				
13 省略				
14 省略				
15 省略				
16 省略				

電子用機器	81 省略			
	82 C A E システム	1時間	2,440円	
	1 ~ 4 省略			
	5 データ レコーダ ニ	1時間	300円	
	6 マイク ロプロセ ッサー開 発支援装 置(8ピ ット)	1時間	1,220円	
	7 マイク ロプロセ ッサー開 発支援装 置(16ピ ット)	1時間	1,220円	
	8 形状確 認装置	1時間	200円	
	9 メカト ロニクス 実習装置	1時間	200円	
	10 デジタ ルロジッ ク実習装 置	1時間	100円	
	11 制御用 コンピユ ーター装 置	1時間	200円	
	12 シンク ロスコー プ	1時間	100円	
	13 省略			
	14 省略			
	15 省略			
	16 省略			
17 省略				
18 省略				
19 省略				
20 省略				
21 省略				
22 省略				
23 省略				
24 省略				

17	省略		
18	省略		
19	省略		
20	省略		
21	省略		
22	省略		
23	省略		
24	省略		
25	省略		
26	省略		
27	省略		
28	省略		
29	省略		
30	省略		
31	省略		
32	省略		
33	省略		
34	省略		
35	省略		
36	省略		

25	省略		
26	省略		
27	はんだ付性測定装置	1時間	200円
28	省略		
29	省略		
30	レコーダー	1時間	100円
31	ペンレコーダー	1時間	200円
32	省略		
33	省略		
34	省略		
35	省略		
36	省略		
37	省略		
38	省略		
39	省略		
40	省略		
41	省略		
42	プリント基板設計用CADシステム	1時間	400円
43	システムコントローラー	1時間	200円
44	省略		
45	プロトコルアナライザー	1時間	200円
46	直流校正装置	1時間	100円
47	交流校正装置	1時間	100円
48	省略		
49	磁化特性測定装置	1時間	400円
50	色彩輝度計	1時間	300円
51	省略		
52	省略		
53	省略		
54	省略		

37	省略		
38	省略		
39	省略		
40	省略		
41	省略		
42	省略		
43	省略		
44	省略		
45	省略		
46	省略		
47	省略		
化学用機器	1 ~ 3	省略	
	4	省略	
	5	省略	
	6	省略	
	7	省略	
	8	省略	
	9	省略	
	10	省略	
	11	省略	
	12	省略	
	13	省略	
	14	省略	
	15	省略	
	16	省略	
	17	省略	
	18	省略	
19	省略		
20	省略		

55	省略			
56	省略			
57	省略			
58	省略			
59	省略			
60	省略			
61	エンジン ニアリン グワーク ステーション	1時間	910円	
62	省略			
63	省略			
64	省略			
65	省略			
66	省略			
化学用機器	1 ~ 3	省略		
	4	粉体塗 装装置	1時間 500円	
	5	スクラ ッチテス ター	1時間 300円	
	6	省略		
	7	アーク 溶射装置	1時間 610円	
	8	省略		
	9	省略		
	10	省略		
	11	省略		
	12	省略		
	13	蛍光X 線回折装 置	1時間 2,240円	
	14	省略		
	15	省略		
	16	省略		
	17	省略		
	18	省略		
	19	省略		
	20	省略		
	21	省略		
	22	省略		
	23	省略		
	24	省略		
	25	細孔密	1時間 400円	

										度分布測定装置					
		21	万能材料試験機	1時間		210円									
										木竹加工用機器	1	昇降盤	1時間	300円	
											2	かんな盤	1時間	500円	
											3	ベンチユリーブース	1時間	500円	
											4	木工用ろくろ	1時間	500円	
食品産業関係	食品加工用機器	1~12	省略							食品加工用機器	1~12	省略			
		13	省略								13	加圧蒸煮缶装置	1時間	1,420円	
		14	省略								14	省略			
		15	省略								15	簡易酵母培養装置	1時間	200円	
		16	省略								16	省略			
		17	省略								17	省略			
		18	省略								18	省略			
		19	省略								19	省略			
		20	省略								20	省略			
		21	省略								21	省略			
		22	省略								22	省略			
		23	省略								23	省略			
		24	省略								24	省略			
		25	省略								25	省略			
		26	省略								26	省略			
		27	省略								27	省略			
		28	省略								28	省略			
		29	省略								29	省略			
		30	省略								30	省略			
		31	省略								31	省略			
		32	省略								32	省略			
		33	省略								33	省略			
		34	省略								34	省略			
窯業関係	焼成がま及び炉	1	省略							窯業試験場	焼成がま及び炉	1	省略		
		2	電気炉	1回		3,780円	12キロワット					2	電気炉	1回	4,480円
		3	電気炉	1回		3,670円	10キロワット					3	電気炉	1回	1,830円
														8キロワット	

						4	ガス炉	1回	4,480円	内容積0.75立方メートル	
						5	ガス炉	1回	3,160円	内容積0.10立方メートル	
窯業用機器	1	省略				窯業用機器	1	省略			
	2	ボールミル	1時間	210円	処理能力50キログラム	窯業用機器	2	ボールミル	1時間	200円	処理能力50キログラム
	3	省略				窯業用機器	3	省略			
	4	真空土練機	1時間	420円		窯業用機器	4	熱電対	1回	500円	高温用
	5	省略				窯業用機器	5	指示計	1回	400円	高温用
	6	省略				窯業用機器	6	真空土練機	1時間	400円	
	7	脱鉄器	1時間	310円		窯業用機器	7	省略			
	8	フィルタープレス	1時間	420円		窯業用機器	8	省略			
	9	省略				窯業用機器	9	フレックトミル	1時間	500円	
	10	省略				窯業用機器	10	脱鉄器	1時間	200円	
	11	省略				窯業用機器	11	フィルタープレス	1時間	300円	
	12	たたら成形機	1時間	420円		窯業用機器	12	省略			
	13	サンドブラスト	1時間	520円		窯業用機器	13	省略			
	14	材料試験機	1時間	210円		窯業用機器	14	熱風循環式恒温器	1時間	100円	
	15	X線分析装置	1時間	1,680円		窯業用機器	15	省略			
繊維	染織用機	1・2	省			繊維	染織用機	1・2	省		

産業 関係	器	略						
		3 省略						
		4 省略						
		5 省略						
		6 省略						
		7 省略						
		8 省略						
		9 省略						
		10 真空糸 蒸機	1時間				730円	
		11 染色乾 燥仕上加 工機	1時間				520円	
		紙産 業関 係	省略					
製紙用機 器	1 ~ 3 省 略							
	4 省略							
	5 省略							
	6 省略							
	7 省略							
	8 省略							
	9 省略							
	10 省略							
	11 省略							
	12 省略							
	13 省略							
	14 省略							
	15 省略							
	16 省略							
	17 省略							
	18 省略							
	19 省略							
	20 粒子電 荷計	1時間				1,050円		
	産業 試験 場	器	略					
			3 カラー シミュレ ーター	1時間				810円
4 省略								
5 省略								
6 省略								
7 省略								
8 省略								
9 省略								
10 省略								
紙産 業研 究セ ンタ ー			省略					
製紙用機 器	1 ~ 3 省 略							
	4 ショッ パーリグ ラー型こ う解度試 験機	1時間				100円		
	5 省略							
	6 省略							
	7 省略							
	8 省略							
	9 回転式 高圧がま	1時間				200円		
	10 ビッチ テスター	1時間				100円		
	11 省略							
	12 省略							
	13 省略							
	14 省略							
	15 省略							
	16 省略							
	17 省略							
	18 省略							
	19 省略							
	20 省略							
	21 省略							
	22 省略							

紙加工用 機器				
	1	省略		
	2	省略		
	3	省略		
	4	省略		
	5	省略		
	6	省略		
	7	省略		
	8	省略		
	9	省略		
	10	省略		
	11	省略		
12	省略			
物理試験 用機器	1・2	省 略		
	3	省略		
	4	省略		
	5	省略		
	6	省略		
	7	省略		
	8	省略		
	9	省略		
	10	省略		
	11	省略		
	12	繊維長 分布測定 装置	1時間	1,470円
	13	省略		
	14	省略		
	15	省略		
	16	省略		
17	省略			
18	省略			
19	省略			

紙加工用 機器	1	ロール 機	1時間	300円
	2	多目的 ロールコ ーター装 置	1時間	710円
	3	省略		
	4	省略		
	5	省略		
	6	省略		
	7	省略		
	8	省略		
	9	省略		
	10	省略		
	11	省略		
	12	省略		
	13	省略		
	14	省略		
物理試験 用機器	1・2	省 略		
	3	耐光性 試験機	1時間	200円
	4	省略		
	5	省略		
	6	省略		
	7	省略		
	8	省略		
	9	K B B サイズ度 測定器	1時間	100円
	10	省略		
	11	省略		
	12	省略		
	13	省略		
	14	繊維長 分布測定 装置	1時間	1,420円
	15	省略		
	16	省略		
	17	省略		
	18	省略		
	19	省略		
20	画像解 析装置	1時間	710円	
21	省略			
22	省略			

	20	省略			
	21	省略			
	22	省略			
	23	シート フォーメ ーション テスター	1時間	210円	
化学試験 用機器					
	1	省略			
	2	省略			
	3	省略			
	4	省略			
	5	省略			
	6	省略			
	7	省略			
	8	省略			
	9	省略			
	10	省略			
	11	省略			
	12	攪拌機 ^{かくはん}	1時間		100円
	13	ホット スターラ ニ	1時間		210円
	14	恒温機	1時間		210円
	15	低温恒 温水槽	1時間		210円
	16	ウォー ターバス	1時間		210円
	17	オイル バス	1時間		100円
18	クール スターラ ニ	1時間		100円	
19	ホモジ ナイザー	1時間		100円	
20	デジタ ルマイク ロスコー プ	1時間		210円	

	23	省略			
	24	省略			
	25	省略			
化学試験 用機器	1	直示天 びん	1時間	100円	
	2	顕微鏡 写真撮影 装置	1時間	610円	
	3	省略			
	4	省略			
	5	省略			
	6	省略			
	7	省略			
	8	省略			
	9	エネルギー分 散型X線分 光器	1時間		1,120円
	10	省略			
	11	省略			
	12	省略			
	13	省略			
	14	省略			

		21	高速液体クロマトグラフ	1時間	730円				
		22	固液界面解析システム	1時間	210円				
		23	攪拌脱泡機 <small>かくはん</small>	1時間	210円				
		24	高压蒸気滅菌器	1時間	210円				
		25	クリーンベンチ	1時間	210円				
		26	ロータリーエバポレーター	1時間	210円				
		27	ウォーターバスインキュベーター	1時間	210円				
		省略							
建設 関係	土木用機器	1	電動式自動ふるい装置	1時間	210円				
		2	モルタルミキサ	1時間	210円				
		3	傾胴型試験用ミキサ	1時間	210円				
		4	コンクリート圧縮試験機	1時間	420円				
		5	試料切断機	1時間	210円				
		6	供試体研磨機	1時間	310円				
		7	土の軸圧縮試験機	1時間	210円				
		8	土の変水位透水試験機	1時間	210円				
		9	土の自動突き固め装置	1時間	310円				
		10	土のCBR試験機	1時間	310円				

11 土の定 水位透水 試験機	1時間	210円	
12 土の液 性限界試 験機	1時間	100円	

注 1 省略

2 窯業技術センターにおける焼成がま及び炉の使用料は、素焼の場合は、この表に定める額の2分の1（10円未満切捨て）とする。

3 1の規定にかかわらず、紙産業技術センターにおける共同研究室、試作品づくり工房、研修室、控室及び会議室の使用料は、使用時間が1時間に満たないときは1時間とし、使用期間が1月に満たないときは1月として計算する。

4 紙産業技術センターにおける共同研究室の1月の使用料は、この表に定める額に部屋の面積を乗じた額（10円未満切り捨て）とする。

手数料

区分	種別	細別	単位	金額		
				A	B	C
技術 開発 関係	試験	1 金属類 に関する 試験 (1)~(3) 省略 (4) 省略		円	円	円
		2 省略				
		3 電子に 関する試 験 (1)~(3) 省略 (4) プログ ラム解 析	1件		1,520	

注 1 省略

2 窯業試験場 _____ における焼成がま及び炉の使用料は、素焼の場合は、この表に定める額の2分の1（10円未満切捨て）とする。

3 1の規定にかかわらず、紙産業研究センターにおける共同研究室、試作品づくり工房、研修室、控室及び会議室の使用料は、使用時間が1時間に満たないときは1時間とし、使用期間が1月に満たないときは1月として計算する。

4 紙産業研究センターにおける共同研究室の1月の使用料は、この表に定める額に部屋の面積を乗じた額（10円未満切り捨て）とする。

手数料

所掌 区分	種別	細別	単位	金額		
				A	B	C
工業 技術 セン ター	試験	1 金属類 に関する 試験 (1)~(3) 省略 (4) X線透 過 (5) 省略	1件	1,520	1,420	
		2 鑄物砂 に関する 試験 (1) 強度、 通気度及 び水分 (2) 粒度及 び粘土 分 (3) その他 の物理試 験	1件			400
			1件		1,120	1,010
			1件		1,420	
	3 省略					
	4 電子に 関する試 験 (1)~(3) 省略 (4) プログ ラム解 析	1件	2,540	1,520		

		(5)・(6) 省略							
		4 省略							
		5 省略							
		6 省略							
		7 省略							
		8 省略							
	省略								
食品 産業 関係	試験	1 食品類 に関する 試験							
		(1) 微生物	1件	3,660	2,240	1,420			
		(2) 酵素	1件	2,750	2,140	1,630			
		(3) 食品添 加物	1件	3,160	1,930	1,420			
		(4) 異物	1件			1,010			
		(5) 容器又 は包装	1件	4,170	2,340	1,120			
		2 その他 の化学試 験及び物 理試験							
(1) 化学試 験	1件	1,730	1,220	810					
(2) 物理試 験	1件	1,630	1,120	610					
窯業 関係	試験	1～6 省 略							
		7 省略							
	省略								
繊維 産業 関係	省略								
		1 精練漂 白							
		(1)・(2) 省 略							
		(5)・(6) 省略							
		5 省略							
		6 省略							
		7 省略							
		8 省略							
		9 食品類 に関する 試験							
		(1) 微生物	1件	3,660	2,240	1,420			
		(2) 酵素	1件	2,750	2,140	1,630			
		(3) 食品添 加物	1件	3,160	1,930	1,420			
		(4) 異物	1件			1,010			
		(5) 容器又 は包装	1件	4,170	2,340	1,120			
		10 省略							
	木工 品等 設計	木工品の設 計	1件	17,020					
	省略								
窯業 試験 場	試験	1～6 省 略							
		7 ガス分 析試験	1件					3,770	
		8 省略							
	省略								
繊維 産業 試験 場	省略								
		1 精練漂 白							
		(1)・(2) 省 略							

作加工	略				
	2 ~ 5 省略				
図案調製	1 省略				
紙産業関係	試験	1・2 省略			
		3 応用試験 (1) 省略			
		(2) 省略			
共通	分析	1・2 省略			
		3 特殊分析	1 成	13,150	2,410
	省略				

注 1 省略
 2 A欄のみに掲げる試験等の手数料の額については、その額の範囲内で_____所長_____が定める額とする。
 3 種別の欄に掲げる試験等以外のものについては、条例別表に定める額の範囲内で_____所長_____が定める額とする。

作加工	略	(3) シルケ	1 キ		610	500
		ツト加工	ログラム			
	2 ~ 5 省略					
図案調製	6 整理シ	10 メ		810	610	300
	ヤーリン	ート				
	グ加工	ル				
図案調製	1 省略					
	2 配色調製	1 件		1,320	810	
紙産業研究センター	試験	1・2 省略				
		3 応用試験 (1) 省略				
		(2) 漂白	1 件		2,850	2,140
	(3) パルプ	1 件		3,160		
	歩留り					
	(4) 省略					
	(5) 蒸解	1 件		3,770	2,950	
共通	分析	1・2 省略				
		3 特殊分析	1 成	13,150		
	省略					

注 1 省略
 2 A欄のみに掲げる試験等の手数料の額については、その額の範囲内で所管の所長又は場長が定める額とする。
 3 種別の欄に掲げる試験等以外のものについては、条例別表に定める額の範囲内で所管の所長又は場長が定める額とする。

附 則

- この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。
- 改正後の愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則本則使用料の表及び手数料の表の規定は、この規則の施行の日以後に徴収する使用料及び手数料について適用し、同日前に徴収した使用料及び手数料については、なお従前の例による。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第5号

愛媛県教育文化賞規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 3月28日

愛媛県教育委員会
 委員長 井 関 和 彦

愛媛県教育文化賞規則の一部を改正する規則

愛媛県教育文化賞規則（昭和27年愛媛県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、愛媛県における<u>教育文化の向上発展のため、特に功績著しいものについて顕彰すること</u>を目的とする。</p> <p>(受賞者の決定)</p> <p>第2条 <u>愛媛県教育文化賞(以下「文化賞」という。)</u>は、教育、科学、芸術等につき功績ある個人又は団体に授与する。</p> <p>2 文化賞を受ける者は、_____教育長が選考し教育委員会が決定する。</p> <p>3 文化賞は、賞状、記章及び記念品とする。</p> <p>(顕彰の時期)</p> <p>第3条 この規則による顕彰は、毎年文化の日に行う。</p> <p>(補則)</p> <p>第4条 この規則に定めるもののほか、<u>文化賞の授与に関し必要な事項は、教育長が</u> _____ 定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、愛媛県における<u>文化</u> _____ の向上発展のため、特に功績著しいものについて顕彰する<u>事</u>を目的とする。</p> <p>(受賞者の決定)</p> <p>第2条 <u>文化賞</u> _____ は、教育、科学、芸術等につき功績ある個人又は団体に授与する。</p> <p>2 文化賞を受ける者は、<u>文化賞授与候補者名簿により</u>教育長が選考し教育委員会が決定する。</p> <p>3 文化賞は、賞状、記章及び記念品とする。</p> <p>(顕彰の時期)</p> <p>第3条 この規則による顕彰は、毎年文化の日に行う。</p> <p>(推薦委員会)</p> <p>第4条 <u>愛媛県教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>に文化賞推薦委員会(以下「推薦委員会」という。)を置く。</p> <p>2 <u>推薦委員会は、教育委員会の諮問に応じ、文化賞授与候補者の推薦に関する事項を調査審議して、文化賞授与候補者名簿を作成し、教育長に提出する。</u></p> <p>(推薦委員)</p> <p>第5条 <u>推薦委員会は、若干名の委員をもつて組織する。</u></p> <p>2 <u>推薦委員は、教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>(推薦委員の任期)</p> <p>第6条 <u>推薦委員の任期は、2年とする。但し、欠員を生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>2 <u>委員は、再任することができる。</u></p> <p>(推薦委員会議長及び副議長)</p> <p>第7条 <u>推薦委員会の議長及び副議長は、委員の互選によつて定める。</u></p> <p>2 <u>議長は、教育長の同意を得て、会議を招集する。</u></p> <p>3 <u>議長は、会務を総理する。但し、議長事故ある時は、副議長が代理する。</u></p> <p>_____</p> <p>第8条 この規則に定めるものの外、_____ 必要な事項は、教育長が<u>別に</u>定める。</p>

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第6号

職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費支給等に関する規則(昭和32年愛媛県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務の級)</p> <p>第2条 条例第2条第2項に規定する「これに相当する職務」を定める場合には、次の基準によるものとする。</p>	<p>(職務の級)</p> <p>第2条 条例第2条第2項に規定する「これに相当する職務」を定める場合には、次の基準によるものとする。</p>

(1) 教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）第4条に規定する給料表並びに職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第3条第1項第3号及び第4号口に規定する給料表の適用を受ける者の同項第1号に規定する給料表（以下「行政職給料表」という。）に相当する職務の級は、次の表に掲げるとおりとする。

行政職給料表の職務の級	中学校・小学校教育職員給料表の職務の級	高等学校等教育職員給料表の職務の級	研究職給料表の職務の級	医療職給料表（二）の職務の級
省略				
5級	3級1号給から52号給まで _____ _____ 及び再任用教育職員3級	省略		
4級				
3級	特2級25号給以上及び2級65号給以上	省略		
2級	特2級1号給から24号給まで、2級49号給から64号給まで並びに再任用教育職員特2級及び2級	省略		
省略				
備考 省略				

(2) 省略

(1) 教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）第4条に規定する給料表並びに職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第3条第1項第3号及び第4号口に規定する給料表の適用を受ける者の同項第1号に規定する給料表（以下「行政職給料表」という。）に相当する職務の級は、次の表に掲げるとおりとする。

行政職給料表の職務の級	中学校・小学校教育職員給料表の職務の級	高等学校等教育職員給料表の職務の級	研究職給料表の職務の級	医療職給料表（二）の職務の級
省略				
5級	3級1号給から52号給まで、 <u>2級85号給以上で管理職にある者</u> 及び再任用教育職員3級	省略		
4級				
3級	_____ _____ 2級65号給以上	省略		
2級	_____ _____ 2級49号給から64号給まで及び再任用教育職員2級	省略		
省略				
備考 省略				

(2) 省略

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第7号

愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 3月28日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

（愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正）

第1条 愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）

地区	高等学校名		通学区域
	本校	分校	
東予地区	省略		省略
中予地区	省略		省略
南予地区	省略		省略

地区	高等学校名		通学区域
	本校	分校	
東予地区	省略 今治東		省略
中予地区	省略 松山西		省略
南予地区	省略 宇和島南		省略

(愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部改正)

第2条 愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則(昭和39年愛媛県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後								改正前							
別表第1の1(第2条関係)								別表第1の1(第2条関係)							
学校名	全日制の課程			定時制の課程				学校名	全日制の課程			定時制の課程			
	修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別	生徒定員		修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別	生徒定員
省略								省略							
_____								今治東高等学校							
省略								省略							
_____								松山西高等学校							
省略								省略							
備考 1・2 省略								備考 1・2 省略							

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第8号

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則(昭和27年愛媛県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(年次有給休暇) 第5条 職員には、1年を通じて20日(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。) 第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員(以	(年次有給休暇) 第5条 職員には、1年を通じて20日(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項の規定により採用された職員

下「育児短時間勤務職員等」という。)、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)並びに育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)(以下「短時間勤務職員」と総称する。)にあつては、別に定める日数)以内の年次有給休暇(この条において「年次休暇」という。)を与える。

2・3 省略

第10条の2 省略

2 前項の育児部分休業、修学部分休業及び高齢者部分休業については、それぞれ育児休業法

第19条第1項及び第3項、地方公務員法第26条の2第1項、第2項及び第4項並びに第26条の3の規定の例による。

第11条 職員の勤務時間は、1週間につき40時間(育児短時間勤務職員等にあつては承認を受けた育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務(以下「育児短時間勤務等」という。))の内容に従い20時間、24時間又は25時間のいずれかで所属長が教育委員会の承認を得て別に定める時間、再任用短時間勤務職員にあつては16時間から32時間までの範囲内で所属長が教育委員会の承認を得て別に定める時間、任期付短時間勤務職員にあつては32時間までの範囲内で所属長が教育委員会の承認を得て別に定める時間。以下同じ。)とする。

2 日曜日及び土曜日(育児短時間勤務職員等にあつては必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加え、月曜日から金曜日までの5日間において職員ごとに所属長が教育委員会の承認を得て別に定める日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては日曜日及び土曜日に加え、月曜日から金曜日までの5日間において職員ごとに所属長が教育委員会の承認を得て別に定める日)は、週休日とし、前項の勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間(短時間勤務職員にあつては、1週間ごとの期間)において、県立学校に勤務する職員にあつては所属長が1日につき8時間(育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い、職員ごとに所属長が教育委員会の承認を得て別に定める時間、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8時間の範囲内で職員ごとに所属長が教育委員会の承認を得て別に定める時間)となるように、その他の職員にあつては午前8時30分から午後5時30分まで(育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い、職員ごとに所属長が教育委員会の承認を得て別に定める時間)に割り振る。

3~6 省略

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(以下「再任用短時間勤務職員」という。)及び

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)(以下「短時間勤務職員」と総称する。)にあつては、別に定める日数)以内の年次有給休暇(この条において「年次休暇」という。)を与える。

2・3 省略

第10条の2 省略

2 前項の育児部分休業、修学部分休業及び高齢者部分休業については、それぞれ地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項及び第3項、地方公務員法第26条の2第1項、第2項及び第4項並びに第26条の3の規定の例による。

第11条 職員の勤務時間は、1週間につき40時間(再任用短時間勤務職員にあつては16時間から32時間まで、任期付短時間勤務職員にあつては32時間までの範囲内で所属長が教育委員会の承認を得て別に定める時間)とする。

2 日曜日及び土曜日(短時間勤務職員)にあつては、これらの日に加え、月曜日から金曜日までの5日間において職員ごとに所属長が教育委員会の承認を得て別に定める日)は、週休日とし、前項の勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間(短時間勤務職員にあつては、1週間ごとの期間)において、県立学校に勤務する職員にあつては所属長が1日につき8時間(短時間勤務職員)8時間の範囲内で職員ごとに所属長が教育委員会の承認を得て別に定める時間)となるように、その他の職員にあつては午前8時30分から午後5時30分(短時間勤務職員)午前8時30分から午後5時30分までの範囲内で職員ごとに所属長が教育委員会の承認を得て別に定める時間)までに割り振る。

3~6 省略

県 議 会 告 示

○愛媛県議会告示第2号

愛媛県政務調査費の交付に関する規程（平成13年3月愛媛県議会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成19年度分までの収支報告書及び事業実績報告書の閲覧の請求については、改正後の愛媛県政務調査費の交付に関する規程様式第5号記入上の注意1中「特定の議員」とあるのは「特定の会派」と、「議員の氏名」とあるのは「会派の名称」とする。

平成20年 3月28日

愛媛県議会議長 清 家 俊 蔵

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(議員の通知)</p> <p>第2条 条例第4条 _____ の規定による通知は、議員（異動）通知書（様式第1号）により行うものとする。</p> <p>2 議長は、政務調査費を受ける議員の住所、氏名その他議長が定める事項に変更があったときは、その都度、速やかに、住所等変更通知書（様式第2号）により知事に通知するものとする。</p> <p>(請求)</p> <p>第3条 条例第6条第1項の規定による請求は、政務調査費請求書（様式第3号）により行うものとする。</p> <p>(使途基準)</p> <p>第4条 条例第7条の使途基準は、別表のとおりとする。</p> <p>(収支報告書)</p> <p>第5条 議員 _____ は、条例第8条第1項の規定により収支報告書を提出するときは、領収書その他の証拠書類の写しを添えるほか、事業実績報告書（様式第4号）を併せて提出しなければならない。議員であった者又は議員の相続人が、同条第2項の規定により収支報告書を提出するときも、同様とする。</p> <p>2 議長は、収支報告書、領収書その他の証拠書類の写し及び事業実績報告書の写し（以下「収支報告書等」という。）を知事に送付するものとする。</p> <p>(証拠書類の整理保管)</p> <p>第6条 議員 _____ は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、その領収書その他の証拠書類を整理し、及び保管し、これらを当該政務調査費に係る収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>(収支報告書等の閲覧)</p> <p>第7条 条例第12条第1項の規定による請求は、収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して30日を経過した日の翌日からすることができる。</p> <p>2 収支報告書等の閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。</p> <p>3 収支報告書等の閲覧をしようとする者は、政務調査費収支報告書等閲覧請求書（様式第5号）に必要な事項を記載し、議長の承</p>	<p>(会派の届出)</p> <p>第2条 条例第4条第1項の規定による届出は、会派届出書（様式第1号）により行うものとする。</p> <p>2 条例第4条第2項の規定による届出は、会派変更届出書（様式第2号）により行うものとする。</p> <p>(会派の通知)</p> <p>第3条 条例第5条第1項の規定による通知は、会派通知書（様式第3号） _____ により行うものとする。</p> <p>2 条例第5条第2項の規定による通知は、会派変更通知書（様式第4号）により行うものとする。</p> <p>(請求)</p> <p>第4条 条例第7条第1項の規定による請求は、政務調査費請求書（様式第5号）により行うものとする。</p> <p>(使途基準)</p> <p>第5条 条例第8条の使途基準は、別表のとおりとする。</p> <p>(収支報告書)</p> <p>第6条 会派の代表者は、条例第9条 _____ の規定により収支報告書を提出するときは _____、事業実績報告書（様式第6号）を併せて提出しなければならない。</p> <p>2 議長は、収支報告書 _____ 及び事業実績報告書の写し _____ を知事に送付するものとする。</p> <p>(証拠書類等の整理保管)</p> <p>第7条 会派の代表者及び経理責任者は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、その証拠書類等 _____ を整理し、及び保管し、これらを当該政務調査費に係る収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p>

認を受けなければならない。

4 前項の規定により閲覧の承認を受けた者（以下「閲覧者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収支報告書等は、第2項の場所以外の場所に持ち出さないこと。
- (2) 収支報告書等を亡失し、損傷し、若しくは汚損し、又はこれに加筆しないこと。
- (3) 他の閲覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 収支報告書等の閲覧が終わったときは、確実に係員に返還すること。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

5 議長は、閲覧者が前項の規定に違反した場合又はそのおそれがある場合には、その閲覧を停止し、又は禁止することがある。

6 前各項に定めるもののほか、収支報告書等の閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

別表（第4条関係）

項 目	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費等）
研修費	団体等 が開催する研修会、講演会等への議員及びその 雇用する職員の参加に要する経費（ 会費、交通費、宿泊費等）
会議費	地域住民の県政に関する要望及び意見を把握するために議員が行う各種会議の開催並びに団体等が開催する会議等への議員及びその雇用する職員の参加に要する経費（会場及び機材借上費、資料印刷費、会費、交通費、宿泊費、食糧費等）
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費（原稿料、資料印刷費等）
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入又は借上げに要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料等）
広報費	議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費（広報紙及び報告書印刷費、送料、交通費等）
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の賃借料、管理運営費等）
事務費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費（事務用品及び備品購入費、通信費等）
人件費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費（給料、手当、社会保険料、賃金等）

様式第1号（第2条関係） 議員（異動）通知書

別表（第5条関係）

項 目	内 容
調査研究費	会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費等）
研修費	会派が行う研修会又は講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費（会場及び機材借上費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等）
会議費	会派 が行う各種会議 に要する経費（会場及び機材借上費、資料印刷費等）
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費（原稿料、資料印刷費等）
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料等）
広報費	会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費（広報紙及び報告書印刷費、送料、交通費等）
事務所費	会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の賃借料、管理運営費等）
事務費	会派が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費（事務用品及び備品購入費、通信費等）
人件費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費（給料、手当、社会保険料、賃金等）

様式第1号（第2条関係） 会派届出書

議員（異動）通知書

年 月 日

愛媛県知事 様

愛媛県議会議長 印

愛媛県政務調査費の交付に関する条例（平成13年愛媛県条例第30号）第4条第1項（第2項）の規定により、政務調査費の交付を受ける議員を別紙のとおり通知します。

会派届出書

年 月 日

愛媛県議会議長 殿

会派名
代表者氏名 印

愛媛県政務調査費の交付に関する条例（平成13年愛媛県条例第30号）第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 会派の名称	
2 結成年月日	年 月 日
3 代表者の氏名	
4 経理責任者の氏名	
5 所属職員数	
6 所属職員氏名	

別紙

（異動）議員名簿（選挙区順50音順）

選挙区	議員氏名	備考	選挙区	議員氏名	備考

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第2号（第2条関係）住所等変更通知書

住所等変更通知書

年 月 日

愛媛県知事 様

愛媛県議会議長 印

愛媛県政務調査費の交付に関する条例（平成13年愛媛県条例第30号）第4条第2項の規定により、政務調査費の交付を受ける議員の変更について、次のとおり通知します。

様式第2号（第2条関係）会派変更届出書

会派変更届出書

年 月 日

愛媛県議会議長 殿

会派名
代表者氏名 印

愛媛県政務調査費の交付に関する条例（平成13年愛媛県条例第30号）第4条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 議員氏名		
2 変更年月日		
3 変更内容	変更前	
	変更後	
4 変更理由		

1 変更年月日	年 月 日	
2 変更内容	変更事項	
	変更前	
3 変更理由	変更後	

様式第3号(第3条関係) 会派通知書

会 派 通 知 書

年 月 日

愛媛県知事 殿

愛媛県議会議長 印

愛媛県政務調査費の交付に関する条例(平成13年愛媛県条例第30号)第5条第1項の規定により、次のとおり通知します。

(年 月 日現在)

会派の 名 称	結成年月日	代表者 の氏名	経理責任 者の氏名	所属議員数	備考

様式第4号(第3条関係) 会派変更通知書

会 派 変 更 通 知 書

年 月 日

愛媛県知事 殿

愛媛県議会議長 印

愛媛県政務調査費の交付に関する条例(平成13年愛媛県条例第30号)第5条第2項の規定により、次のとおり通知します。

会派の名称	変更年月日	変 更 内 容			備 考
		変更事項	変更前	変更後	

様式第3号(第3条関係) 政務調査費請求書

省略
愛媛県知事 様

議員氏名 ㊟

愛媛県政務調査費の交付に関する条例(平成13年愛媛県条例第30号)第6条第1項の規定により、次のとおり請求します。

省略

ただし、 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度第 四半期分政務調査費(月分~ 月分)

様式第4号(第5条関係) 事業実績報告書

省略
愛媛県議会議長 様

議員氏名 ㊟

_____主な調査研究活動の実施状況について、次のとおり報告します。

1 県の事務に関する調査研究の概要	
調査研究事項	概 要
2 地方行財政に関する調査研究の概要	
調査研究事項	概 要

様式第5号(第7条関係) 政務調査費収支報告書等閲覧請求書

整理番号	
政務調査費収支報告書等閲覧請求書	
閲覧年月日	年 月 日
氏 名 (団体にあつては、その名称及び閲覧者の氏名)	
住 所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
連絡先	自宅 会社 電話番号

--	--	--	--	--	--

様式第5号(第4条関係) 政務調査費請求書

省略
愛媛県知事 殿

会 派 名
代表者氏名 ㊟

愛媛県政務調査費の交付に関する条例(平成13年愛媛県条例第30号)第7条第1項の規定により、次のとおり請求します。

省略

ただし、 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度第 四半期分政務調査費

様式第6号(第6条関係) 事業実績報告書

省略
愛媛県議会議長 殿

会 派 名
代表者氏名 ㊟

本会派の主な調査研究活動の実施状況について、次のとおり報告します。

1 県の事務に関する調査研究の概要	
(1)	
(2)	
(3)	
(4)	
(5)	
2 地方行財政に関する調査研究の概要	
(1)	
(2)	
(3)	
(4)	
(5)	

政務調査費の 交付対象年度	年度
備 考	
<u>記入上の注意</u> 1 特定の議員に係る収支報告書等の閲覧を請求するときは、備考欄にその議員の氏名を記載してください。 2 印の欄は、記入しないでください。	